

平成24年度 事務事業評価シート

事業概要	事務事業名	勤労者福祉事業						担当部	市民産業部							
	会計区分	一般会計			事業類型	一般		担当課	商工観光課							
	事業期間	平成12年度以前			～		平成30年度以降		担当係	商工労政係						
	総合計画 分野別計画	主目的	6 産業振興		29 商工業		4 雇用対策・勤労者福祉を充実する									
		副目的														
	予算区分	款	5		項	1		目	1		大	2		中	1	
	根拠法令・個別計画	小牧市中小企業退職金共済制度促進助成規則、小牧市労働団体等事業費補助金交付要綱、小牧市事業主・従業員等高度健康診断補助金交付要綱														
	実施・運営方法 ※費用合計に占める 経費の内訳(割合)	直接実施・ 運営	10.5 %		委託	0 %		助成	89.5 %							
	目的 (対象をどの様な 状態にするのか)	勤労者の福利厚生充実と向上を図る。														
	内容 (手段)	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業退職金共済制度助成金 市内に事業所を有する中小企業者を対象に、中小企業退職金共済制度の掛金の一部を助成し、この制度への加入を促進することにより、市内中小企業の育成と従業員の福祉の増進を図った。4,288千円 ・事業主・従業員等高度健康診断補助金 小牧商工会議所が実施する満40歳以上の市内事業者の事業主、従業員等の高度健康診断(人間ドック)に対し補助をした。2,400千円 ・労働関係講習会の実施 愛知県尾張事務所と共催で労働関係講習会を実施した。平成23年度は10月13日に「育児・介護休業法と仕事と家庭の両立に関する各種助成金について」等の講座を行い、53名の参加があった。 ・労働団体等事業費補助金 勤労者の健全な育成並びに福利厚生及び文化経済の向上を図ることを目的に、地域労働団体に補助した。1,100,000円 【その他直接経費の内訳】 講師謝礼(20,000円)、普通旅費(1,460円)、消耗品費(43,693円)														
受益者負担	無															

		単位	H21決算額	H22決算額	H23決算額	H24予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	7,330	12,340	7,853	10,540	
		正職員	従事者数	人	0.10	0.10	0.06	0.10
			人件費	千円	531	531	319	531
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.10	0.00
			人件費	千円	0	0	151	0
		費用合計	千円	7,861	12,871	8,323	11,071	
	対前年比	%		163.7	64.6	133.0		
財源	一般財源	千円	7,861	12,871	8,323	11,071		
	国・県支出金	千円	0	0	0	0		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	中小企業退職金共済制度助成	件	目標		-	-	-
実績				138	125	108	
労働関係講習会回数	回	目標		-	-	1	1
		実績		-	-	1	
		目標					
		実績					
績	成果指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	中小企業退職金共済制度助成	件	目標		-	-	-
実績				138	125	108	
労働関係講習会参加人数	人	目標		-	-	60	60
		実績		-	-	53	

事業の自己評価	平成23年度の実施結果	事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業退職金共済制度助成金は昨今の経済状況の悪化により助成件数が減少した。 ・労働関係講習会については68名の参加申込みがあったが15名の欠席があり53名の参加者となった。
		事業実施における課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の事業者が加入者となる制度であるが、知名度が低いいため、加入条件を満たす中小企業でも中小企業退職金共済制度に加入しておらず退職金のない中小企業が多くある。
		事業を縮小・廃止したときの影響	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業退職金共済制度助成事業を廃止した場合、同共済制度への加入を見送る事業者が予想され、勤労者福祉の低下が懸念される。
今後の事業の方向性	方向性の判定	現状維持	
	判定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業退職金共済制度助成事業は減少傾向にはあるが、中小企業に勤務する勤労者の退職金を確保するために必要な助成制度であるとする。 ・労働関係講習会についても企業の担当者に労働に関する法的知識を習得していただくためには必要と考える。 	
	改善案等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者には中小企業退職金共済制度に加入いただくよう更なるPR活動を行う。 	

二次評価	方向性の判定	判定理由
	現状維持	一次評価のとおり。